

明日のまちづくりに あなたの1票を投じましょう

長門市長選挙の

投票日は5月24日(日)です

来る5月24日(日)は、長門市長選挙の投票日です。

この選挙は、これから4年間私たちの暮らしの願いを、市政に反映させる大事な選挙です。

そこで、私たちは与えられた尊い権利を正しく行使し、一票をムダにしないよう、みんなそろって投票しましょう。

投票のできる人

選挙人名簿登録者に限られます。昭和47年5月25日以前に生まれた人で、平成4年2月16日以前から、長門市内に引き続き住所のある人が選挙人名簿に登録されます。

ただし、投票日の当日までに、他の市町村に転出をした人は、投票できません。

選挙人名簿登録者

選挙人名簿に登録されるためには、4つの要件があります。

- ①日本国民であること。
- ②年齢が20歳以上であること。
- ③長門市に住民票が作成された日(転入者については、転入届をした日)から引き続き3か月以上長門市の住民基本台帳に記載されていること。

④欠格要件に該当しないこと。

この4つの各要件を、登録基準日5月16日現在に、そなえていなければなりません。

あなたは、選挙人名簿に記載されていますか

長門市長選挙のために作成する選挙人名簿の縦覧を次のとおり行います。

日時

5月17日から5月18日まで
毎日午前8時30分から午後5時まで

場所

市選挙管理委員会事務局
市内で住所が変わった人
市内で住所を移し、平成4年4月30日までに市役所へ転居届を出した人は、新住所の投票所で投票ができます。
5月1日以後に届け出をし

た人は、ご面倒でも旧住所の投票所へ出かけて投票をすることになります。

入場券はお忘れなく

投票所入場券は、5月17日頃区長さんから各家庭に配付しますので、投票所には、お忘れなくお持ちください。

もし、選挙人名簿に登録される資格がある人で、この入場券が届かない人は、お早めに選挙管理委員会事務局におたずねください。

投票所入場券は、投票所での受け付けなどの手続きを早く済ませるための整理券の役目や、お知らせをかねているものです。入場券が届かなかつたり、紛失されたり、お忘れになった人でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、当日投票所の受付係へお申し出ください。

船員や身体障害者の人で証明書の交付を受けている人

船員で選挙人名簿登録証明書や身体障害者等で郵便投票証明書の交付を受けている人

証明書の交付を受けている人

証明書の交付を受けている人

については、入場券を配付しませんが、投票はできます。(船員については、選挙人名簿登録証明書の提示が必要です。)

投票所は

投票所は、不在者投票を除いて、すべて定められた投票所で行うことになっています。

配付された「投票所入場券」で、あなたの投票所をたしかめてください。

投票の日時

投票日は、5月24日(日)で、時間は午前7時から午後6時までです。なお、大坪投票所は午前7時から午後5時までです。

候補者名はハッキリと

投票は、漢字、ひらがな、カタカナいずれでも結構です。候補者名を1人だけハッキリ書いてください。候補者名以外のことを書くと、せっかくの1票が無効になることがありますから注意してください。

なお、候補者名やその文字を忘れた時は、投票記載台の上に掲示してある一覧表を見て書いてください。

不在者投票を

投票は、投票日に、投票所でするのが原則です。しかし、やむを得ない用務のためや、病気、出産で歩けないためなどにより投票日に

投票所へ行けない見込みの方はあらかじめ、選挙管理委員会事務局、各出張所や指定病院などで「不在者投票」をすることが出来ます。

印鑑が必要です。

不在者投票のできる期間
5月17日(日)から5月23日(土)まで、毎日午前8時30分から午後5時までです。但し、各出張所は勤務時間内です。

郵便による不在者投票

身体障害者等で身体障害者手帳及び戦傷者手帳の交付を受け選挙管理委員会の発行する郵便による不在者証明書の交付を受けている人は、自宅に不在者投票をすることが出来ます。但し、郵便による不在者投票用紙等の請求は、5月20日の午後5時までです。詳しいことは、選挙管理委員会事務局にお尋ねください。

開票

日時 5月24日(日)
午後7時30分から

場所 長門市中央公民館
大講堂(2階)

みなさんは、開票を見ることが出来ますが、場内は静かにお願いします。
※選挙についてのお問い合わせは、長門市選挙管理委員会事務局
☎内線 320・321
夜間 ②2120